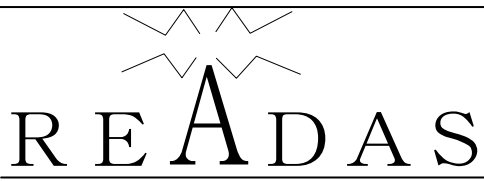


第 5461 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月 6日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 交際費と寄附金の違い

**Q**：交際費と寄附金はどのように違うのですか？

**A**：次のように違います。

### 【解説】

法人税では、交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいますが、この場合の得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の「等」には、事業に関係ない者も含まれています。したがって、事業に関係のある者、ない者にかかわらず、会社が接待をしたという事実があれば、その費用は交際費に該当することになります。

一方、寄附金とは、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をいうとされていますが、その支出の相手先は事業に関係のない者に限定していません。したがって、事業に関係ある者に対して経済的利益の供与をした場合でも、寄附金に該当する場合があります。つまり、事業に関係ない者でも接待をすれば交際費になりますし、逆に事業に関係のある者でも経済的利益の供与をすれば寄附金になるということであり、その実態により交際費、または寄附金の判定がされるということです。ただ、金銭とする贈与については、その相手が事業に関係ある者である場合は、交際費に該当し、事業に関係のない者である場合は寄附金として取り扱われることとされています。

